

里山スマート農機活用促進貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸農政公社（以下「公社」という。）が所有するラジコン草刈り機その他関連する備品（以下「ラジコン草刈り機」という。）の貸し出しについて定め、神戸市在住の農家が所有する農地及び水利施設など集落等で共同で管理している農業関連施設ならびにその周辺の草刈りに活用し、農業管理作業の省力化及び美しい農村風景の維持、保全を図ることを目的とする。

(配置場所)

第2条 ラジコン草刈り機は、里山農村地域振興本部及びフルーツ・フラワーパーク部に配置する。

(貸出対象者)

第3条 ラジコン草刈り機の貸出しを受けることができる者は、神戸市内に住所を有する農家または市内に農地を所有し、市内で販売を行う農家及び水利組合、農会、自治会等の地域団体等の代表者ならびにこれらの者と連携して農地管理を行うNPO法人等とする。なお、理事長が特に認めた場合は、前述の対象者以外にも貸し出せるものとする。ただし、営利団体による営利活動としての利用は除く。

(使用目的)

第4条 使用場所は、農地及び水利施設または集落等で共同管理している農業関連施設ならびにその周辺であって、その管理及びその管理を地域活動やボランティア活動として行う場合の草刈りに使用するものとする。なお、営利目的の使用及び公立公園内の管理作業における恒常的な使用は認めない。ただし、公立公園における啓発を目的とする使用は除く。

(貸出期間)

第5条 ラジコン草刈り機の貸出期間は以下に示す第1号から第3号に示す貸出期間を1回として行う。ただし、貸出期間終了後、貸出し予定がない場合であって、公社が了承した場合に限り、3日間を上限に延長することができる。なお、記載の時間は24時間表記である。

第1号 週末利用としては、金曜15時以降から翌週の月曜（ただし、月曜祝日の場合は火曜日）11時までとする。

第2号 平日利用としては、月曜（月曜祝日の場合は火曜）15時以降から木曜16時までとする。

第3号 平日の当日返却としては、火曜から木曜の間であって、貸し出された当日16時までの返却。または、翌日11時までの返却とし、木曜の貸出しに

については原則、当日返却に限る。なお木曜以降の延長をする場合は、木曜の使用分に加え、同条第1号を適用するものとする。

(貸出手続)

第6条 ラジコン草刈り機の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ラジコン草刈り機貸出申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を、貸出しを希望する日の14日前までに公社へ提出しなければならない。

2 公社は、申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、ラジコン草刈り機貸出承認書(様式第2号)(以下「貸出承認書」という。)をもって申請者に通知するものとする。

3 貸出承認書の通知を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸出承認書に記載された使用料をラジコン草刈り機借り受けまでに公社指定の口座へ納付するものとする。なお、使用延長の場合も同様とする。

4 借受者は、免許証での本人確認後、ラジコン草刈り機を借り受けるものとする。

5 借受者は、ラジコン草刈り機貸出し日に、使用に関する指導を受けなければならない。

(使用料)

第7条 第5条第1号から第3号に定める貸出期間及び延長利用の料金ならびにラジコン草刈り機の使用にともなうその他必要な料金を別表1に定める。借受者は、第6条第3項に示す手続きを行うものとする。

(経費負担)

第8条 借受者は、貸出期間中におけるラジコン草刈り機の運搬、維持管理等に要する経費を負担するものとする。

2 借受者は、ラジコン草刈り機の返却時には、燃料を満タンにしておかなければならない。

(貸出中の管理等)

第9条 借受者は、ラジコン草刈り機を常に良好な状態で管理し使用しなければならない。

2 借受者はラジコン草刈り機を第4条に定める目的以外に使用してはならない。

3 借受者はラジコン草刈り機を転貸又は譲渡してはならない。

4 借受者はラジコン草刈り機を紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。なお、その賠償には貸し出したラジコン草刈り機が復元されるまでの間、事業継続に必要な代替機械の借り上げ料も含むものとする。また、賠償額は、初回の破損に限り、免責額及び保険適用外の賠償額の1/2(千円未満切り捨て)を公社が負担し、残りを利用者が負担する。

5 借受者は、ラジコン草刈り機作業時に第6条第5項の使用指導を受けた者を必ず常駐させ、十分な安全を確保した上で作業を行わなければならない。

(貸出しの中止及び返還)

第10条 会社は、前条の規定に違反したと認められるときは、ラジコン草刈り機の貸出しを中止し、ラジコン草刈り機を返還させることができる。

(返却)

第11条 借受者は、貸出期間の末日にラジコン草刈り機を返却し、ラジコン草刈り機使用実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 借受者は、ラジコン草刈り機を紛失、破損等させた場合においては、ラジコン草刈り機破損等報告書(様式第4号)(以下「破損等報告書」という。)を速やかに提出するとともに、第9条第4項に従うものとする。

第7条 別表1 利用料金等について

	1号機	2号機	3号機	4号機
機種名	神刈(RJ705)	クロスライナー	AJK600	RCSP530
利用料	使用中の燃料は借り受け者が負担するものとする。			
①週末利用	20,000円		15,000円	
②平日利用				
③当日返却	15,000		10,000	
搬送料	いずれの機種も5,000円(利用者引き取りの場合は無料)			
オペレーター料	原則、休日のオペレーター利用はできないものとする。 なお、オペレーター利用の場合は燃料代込みとする。			
半日	8,000円			
1日	16,000円			
延長料金	利用日以降の貸出し予定がない場合は3日を上限とする。			
1日延長	10,000円		8,000円	
2～3日延長	20,000円		15,000円	

利用期間及び延長の規定は第5条参照

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。なお、第9条第4項の規定については、令和6年度4月26日に溯って適用する。